

「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」の設置について

1 設置目的

平和公園は、長崎市松山町を中心とする約 18.5ha の総合公園であり、昭和 26 年の開設以降、様々な施設等の整備を進めてきた。特に、平成 6 年 3 月に「平和公園再整備基本計画」を策定して以降は、同計画に基づき、順次、再整備を進め、現在では、多くの市民や観光客などに利用されている長崎市を代表する重要な公園となっている。

このような中、長崎県において事業化の検討が進められている高規格道路「長崎南北幹線道路」が、平和公園（西地区）内の複数のスポーツ施設の上空を通過する計画となっているなど、平和公園を取り巻く状況等に変化が生じていることから、同計画を見直す必要がある。

そのため、再整備基本計画の策定に当たっては、道路計画との整合を図るとともに、都市づくりの考え方や周辺の土地利用の変化等も踏まえつつ、平和公園（西地区）のあり方やスポーツ施設の再配置などについて、多様な関係者や関係機関の参画のもと、公平・中立性を見地から審議を行うべきであることから、「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」を設置するものである。

なお、本委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項^{※1}の規定により設置する市の附属機関である。

※1：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関についてはこの限りでない。

2 委員会の概要

(1) 設置年月日

令和 3 年 6 月 1 日

(2) 委員の任期

「2 年」又は「委嘱の日から調査審議結果の市長への報告が終了する日」のいずれか早い日まで

(3) 委員の構成

学識経験者、関係行政機関、スポーツ・平和・商工業・観光・環境・教育・障害者・地域活動団体、公募市民 全 16 名（別紙名簿参照）

(4) 担当事務

平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議に関すること

(5) 開催回数

令和 3 年度：4 回（予定）